

2023年10月～

無資格での、アスベスト事前調査は

法律違反

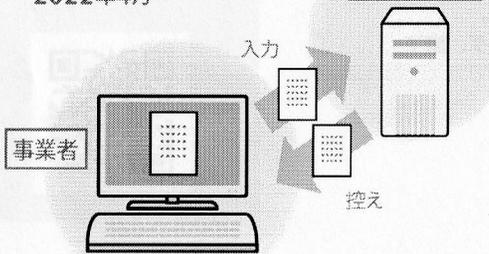
です！

解体・リフォーム工事における石綿規制が大幅強化！
「今まで通りのアスベスト事前調査」では通用しません。

調査結果の 報告が義務化

2022年4月～

※1 労働基準監督署
都道府県
電子システム



有資格者^{※2}による 調査が義務化

2023年10月～



未報告・虚偽報告は30万円以下の罰金対象に！

「知らなかった」では済まされません・・・

では、どうすれば良いの？



**アスベスト（石綿）の
事前調査をするための
資格を取得すれば大丈夫！**

「建築物石綿含有建材調査者」の資格を取得するには、
裏面を今すぐチェック！

※1 解体面積 80 ㎡以上の解体工事または請負金額 100 万円以上のリフォーム工事が対象。

※2 特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、(一社)アスベスト調査診断協会登録者のいずれか。
2006年9月1日より前に着工された建築物が対象。